

令和7年度 事業概要



姫路市保健所衛生課 動物管理センター

はじめに

姫路市動物管理センターは、昭和50年6月に姫路市畜犬センターとして開所され、昭和56年にペット保護センター、平成元年に中央保健所動物管理課に改称され、その後平成11年に保健所動物管理センターとなり、現在に至っています。

本センターでの業務は、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録、野犬の捕獲を主体に行ってきました。狂犬病は、我が国では海外で犬に咬まれて帰国後に発症した事例をのぞき、昭和32年以降発生していませんが、一部の地域を除き各国では広く流行しており、人や動物の国際的な交流が増大している今日、狂犬病対策は依然として重要です。

一方で、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいた愛護啓発業務の重要性が近年増加しています。

当センターでは、小学生向けのいのちの教室を初めとする各種啓発教室や、動物取扱業に対する監視指導、犬猫に関する適正飼育啓発推進、収容動物の譲渡促進など、動物愛護の推進に努めております。しかしながら現施設が狂犬病予防業務のみを想定した施設であることや、老朽化が進んでいることから、より積極的な愛護啓発事業を行うために、現在令和10年度開所を目途に新たな動物愛護施設の整備を進めております。新施設については、詳細が決まり次第でホームページ等でお知らせする予定です。

1 沿革

昭和50年	6月	姫路市畜犬センター鉄筋コンクリート2階建を開所 2階は主に事務所、1階は犬舎・処分施設・焼却施設
昭和53年		犬舎を改造し、自動追込装置・炭酸ガス処分装置を設置
昭和54年		焼却炉及び付属建物を建築するとともに公示犬舎を改造
昭和56年		畜犬センターをペット保護センターに改称
昭和60年	12月	自動投入機付焼却炉を設置
平成元年	4月	ペット保護センターを中央保健所動物管理課に改称
平成2年	8月	鉄筋コンクリート2階建を新築 2階は主に事務所、1階は犬舎・処分施設
平成3年	3月	電気集塵機を設置
平成11年	7月	中央保健所動物管理課を保健所動物管理センターに改称

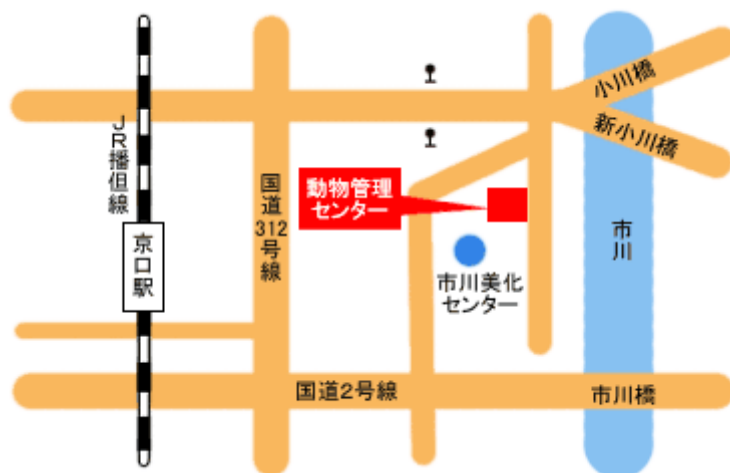
2 業務内容

本センターでは、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）に基づき、以下の業務を行っています。特に動物愛護思想に関しては、動物愛護フェスティバルや教育活動等を通じて普及啓発に努めています。

1. 犬の登録に関する事
2. 狂犬病予防注射に関する事
3. 野犬等の捕獲・抑留に関する事
4. 放し飼い犬の収容・管理に関する事
5. 抑留犬の返還に関する事
6. 収容・管理犬の返還に関する事
7. 狂犬病の病性鑑定に関する事
8. 動物愛護思想の普及啓発に関する事
9. 教育活動（動物いのちの教室）
10. 犬・猫の引取りに関する事
11. 犬・猫の正しい飼い方指導に関する事
12. 犬・猫の処分に関する事
13. 負傷動物の収容に関する事
14. 特定動物の許可に関する事
15. 第一種動物取扱業の登録及び第二種動物取扱業の届出に関する事
16. 実験動物届出に関する事
17. 人と動物の共通感染症対策に関する事

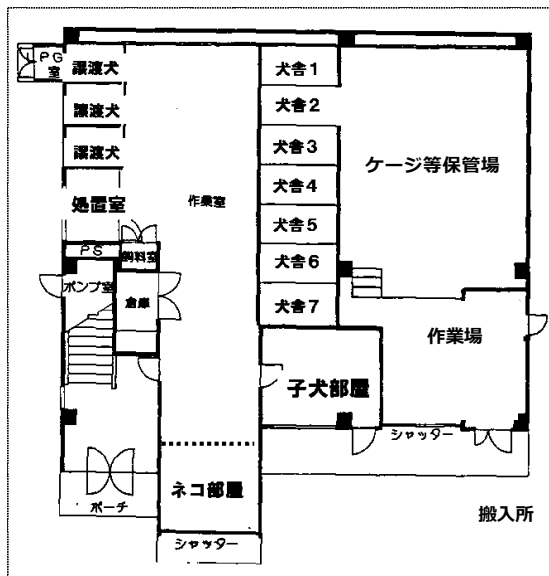
3 施設の概要

所在地 姫路市東郷町1451-3
用途地域 工業地域



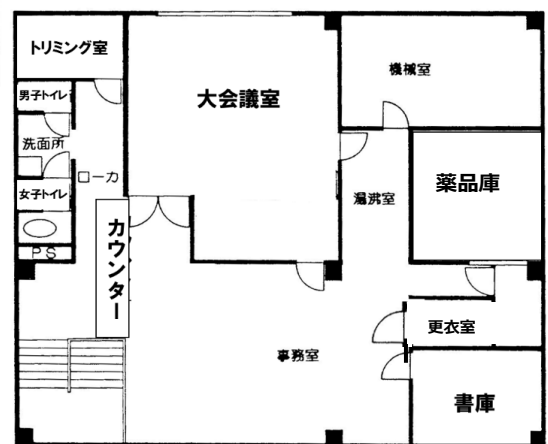
構造	鉄筋コンクリート造2階建
面積	500㎡
1階床面積	284.44㎡
2階床面積	195㎡
延床面積	479.44㎡

1 階	・ ケージ等保管場所	7 8 m ²	(焼却炉は平成 2 7 年 2 月 2 日使用廃止)
	・ 犬舎・作業場	7 9 m ²	
	・ 隔離室	5 m ²	
	・ 従業者控室	1 3 m ²	
	・ 飼料室	1 m ²	
	・ 猫部屋	1 5 m ²	
	・ 電気集塵室	4 5 m ²	
	・ 通路、倉庫等	4 8 . 4 4 m ²	
2 階	・ 事務室	約 5 1 m ²	
	・ 書庫	約 9 m ²	
	・ 会議室	約 3 7 m ²	
	・ 薬品庫	約 2 2 m ²	
	・ 更衣室	男女別 約 8 m ²	
	・ トリミング室	約 6 m ²	
	・ トイレ	男女別 約 7 m ²	
	・ 湯沸室	約 8 m ²	
	・ 機械室、倉庫等	約 4 7 m ²	



1 F

譲渡猫
部屋



2 F

4 主な備品等

(1) 管理関係備品

品 名	品 名	品 名
犬捕獲箱	発 電 機	手押し車
サークル	運 搬 車	解 剖 台
ワゴン	軽四 キャブバン	軽四 トラック
冷凍庫	ネットランチャー	注射用固定具

(2) 愛護関係備品

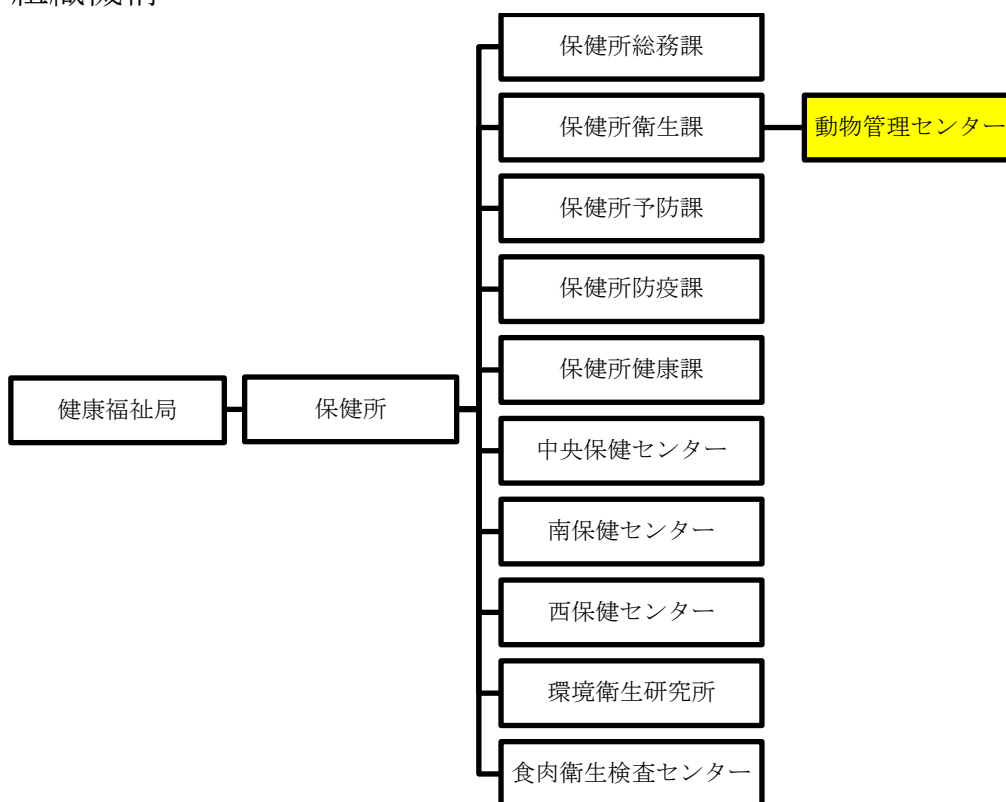
品 名	品 名	品 名
電気冷蔵庫	薬品戸棚	高圧滅菌器
血球計算器	作業台	自記温度計
流し設備一式（トリミング用）	電気凝固器	電子分析天秤
動物用麻酔器	顕 微 鏡	冷凍ショーケース
超音波洗浄機	薬品保冷機	診療用无影灯
拡大耳鏡	電気聴診器	点滴輸液装置
マイクロチップリーダー	猫居室用具	LED シーリングライト

(3) 事務関係備品

品 名	品 名	品 名
ファイリングキャビネット	洗濯機	金庫
レーザープリンター	書架	デジタルカメラ
カメラ	金銭登録機	エアコン
防犯用具		

5 組織機構及び職員構成

組織機構



職員構成

- ・ 所長（獣医師）
- ・ 獣医師職員 4 名
- ・ 事務職員 1 名
- ・ 会計年度任用職員 1 名

計 7 名

6 手数料等

姫路市保健所使用料及び手数料徴収条例及び姫路市保健所費用徴収規則により定められています。

項目	金額
畜犬登録手数料	3, 0 0 0 円
注射済票交付手数料	5 5 0 円
鑑札再交付手数料	1, 6 0 0 円
注射済票再交付手数料	3 4 0 円
狂犬病予防注射料	2, 8 0 0 円
返還料 登録犬・収容動物	3, 5 0 0 円
〃 未登録犬	7, 0 0 0 円
返還料 負傷動物	3, 5 0 0 円
飼育管理費（1 日につき）	6 0 0 円
引取手数料 成犬・成猫（1 頭・匹につき）	2, 5 0 0 円
〃 子犬・子猫（1 0 頭・匹につき）	2, 5 0 0 円
第一種動物取扱業登録申請手数料	1 5, 0 0 0 円
第一種動物取扱業登録変更（現地調査あり）	8, 0 0 0 円
第一種動物取扱業登録変更（現地調査なし）	2, 0 0 0 円
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	2, 0 0 0 円
特定動物飼養保管許可申請手数料	1 0, 0 0 0 円
特定動物飼養保管許可変更手数料	6, 0 0 0 円
特定動物飼養保管許可証再交付手数料	2, 0 0 0 円
マナープレート販売料	3 5 0 円

7 統計

1 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に係る事業

動物の愛護及び管理に関する法律は、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていける社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定められています。

(1) 犬猫の譲渡

「一頭でも多くの命を救う」、「模範的な飼い主になっていただく」、「家族の一員として迎え入れていただく」ことを目標にして、少しでも処分される動物の数を減らすとともに、動物愛護・終生適正飼育の啓発を行っています。

年度	動物管理センターにおける譲渡				市内動物病院における譲渡			
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫
2	4	10	12	60	0	0	20	57
3	2	3	2	21	0	0	9	30
4	3	3	2	5	2	0	8	29
5	0	2	0	13	2	0	22	31
6	4	2	1	17	1	0	18	28

(2) 犬猫の引取り

動物の愛護及び管理に関する法律第 35 条第 1 項及び第 3 項に基づき、飼えなくなった犬及び猫並びに所有者不明の犬及び猫の引取りを行っています。

年度	所有者 有				所有者不明				合計
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫	
2	12	0	4	7	8	7	12	203	253
3	5	0	2	0	4	5	5	97	118
4	1	0	0	0	10	0	6	30	47
5	1	0	0	0	11	4	0	19	35
6	0	0	0	0	5	0	2	20	27

(所有者不明引取りには警察引継ぎを含む)

(3) 負傷動物の収容

動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項に基づき、対象の動物に関する通報があった場合、その動物を収容し、応急処置を施しています。

年度	動物管理センター				市内動物病院			
	成犬	子犬	成猫	子猫	成犬	子犬	成猫	子猫
2	2	0	20	15	0	0	31	72
3	0	0	12	10	0	0	10	35
4	0	0	10	5	2	0	13	36
5	2	0	8	5	2	0	30	34
6	0	0	7	7	1	0	21	34

(4) 処分状況（飼育・治療中の死亡も含む）

年度	成犬	子犬	成猫	子猫
2	29	0	36	182
3	6	0	20	89
4	6	0	18	31
5	10	0	16	19
6	6	0	11	17

(5) 動物取扱業者

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、平成18年6月から動物取扱業が、届出制から登録制に改正され、動物取扱業を営む者は、管轄自治体等に登録をしなければ営業できなくなりました。また、平成24年の法改正により、従来の動物取扱業者を第一種動物取扱業とし、そのうち、営利を目的とせず譲渡し等を行う場合を第二種動物取扱業とし、届出義務となりました。

現在、登録している業者が適正な営業を行っているか監視指導を実施するとともに、毎年、動物取扱責任者に対し研修会を開催し、法改正の概要や新たに設けられた飼養管理基準等について周知を図っています。

年度	販売	保管	貸出	訓練	展示	競り	譲受飼養	合計
2	119	125	6	25	26	0	4	305
3	118	127	6	24	25	0	3	303
4	123	136	6	25	24	0	3	317
5	120	147	6	26	23	0	2	324
6	121	154	6	27	25	0	2	335

(5) 愛護啓発事業

1) 市政出前講座

市政や市民生活上の身近な問題などをテーマとした市民向けの講座で、市民からの注文を受け、職員が講師となって市内各地に出向いて説明するものです。

テーマ：「動物いのちの教室」、「動物と仲良く暮らせる街に」

年度	開催回数	参加人数
2	1 回	27 人
3	1 回	46 人
4	6 回	125 人
5	1 回	20 人
6	3 回	261 人

2) 動物愛護フェスティバル

「動物の愛護及び管理に関する法律」第4条に定める動物愛護週間（9月20日～9月26日）に際し、動物愛護の思想の普及、啓発を図り、ペットの飼い方についての関心と理解を深め、動物飼育者のマナー向上、非飼育者の理解と向上を図り、動物と共生する近隣社会構築に寄与しています。（平成31年度から令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大、令和4年度は台風のため中止）

年度	参加人数
2	中止
3	中止
4	中止
5	3,917 人
6	5,062 人

3) いきいきシニアドッグライフ

家庭犬しつけインストラクターによる高齢犬との暮らし方に関する講演（老化サインの読み取り方、介助・食事の工夫など）を行っています。

年度	参加人数
2	中止
3	中止
4	10組11名
5	10組13名
6	10組11名

2 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に係る事業

狂犬病予防法は、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を目的としています。動物管理センターでは、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施並びに犬の捕獲を行っています。

(1) 犬の登録・狂犬病予防注射の実施

犬の所有者は、犬の取得日から30日以内に市町村長に登録を申請することが義務付けられており、申請後、市町村長は飼い犬を原簿に登録し、鑑札を交付しています。

また、飼い犬に対して年1回の狂犬病予防注射の接種を義務付けており、接種後、市町村長は犬の所有者に注射済票を交付しています。

年度	新規登録頭数	登録総数	注射済票交付数
2	2,855	31,271	22,149
3	2,706	31,105	22,605
4	2,654	31,595	22,677
5	2,467	31,560	23,027
6	2,584	31,005	23,343

(2) 犬の抑留・返還

市町村長は狂犬病予防員を任命し、犬の捕獲に当たらせ、鑑札・注射済票をつけていない犬を認めたときは、その犬を抑留しなければいけません。

年度	抑留頭数	返還頭数
2	15	9
3	8	7
4	10	10
5	1	4
6	7	6